

朝霞市立朝霞第五小学校

いじめ防止基本方針



令和6年3月

朝霞市立朝霞第五小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第二条において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」（「いじめ防止対策推進法」第一条より）ことから、いじめの未然防止、早期発見及び適切な指導に努めなければならない。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの学級、どの児童にも起こりうるということを認識し、未然防止に努める。

- ①全教職員が「いじめは許さない」という共通認識をもち、気になる事をすぐに伝え合う雰囲気づくり
- ②いじめ問題に関する校内研修の実施
- ③全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ④学校生活におけるアンケートの実施
- ⑤児童によるいじめ防止に関する活動の充実

【年間計画】

4月	「いじめ」に関する全教職員の共通理解及び校内研修
5月	学級づくり（学級開き、学級目標、ルールづくり） 学校生活におけるアンケートの実施・教育相談
6月から	特別活動の充実（たてわり活動、委員会、クラブ、体験活動など）
8月	「人権作文」取組
夏季休業中	児童理解及びいじめ防止に関する研修
9月	休業あけ適応指導
10月	学校行事、特別活動の充実（運動会、たてわり活動、委員会、クラブ、体験活動など） 学校生活におけるアンケートの実施・教育相談
11月	学校行事、特別活動の充実（運動会、たてわり活動、委員会、クラブ、体験活動など）
12月	非行防止教室の実施 ネットトラブル教育の推進
1月から	休業あけ適応指導
3月	「人権標語」取組 学校行事、特別活動の充実（運動会、たてわり活動、委員会、クラブ、体験活動など） 学校生活におけるアンケートの実施・教育相談

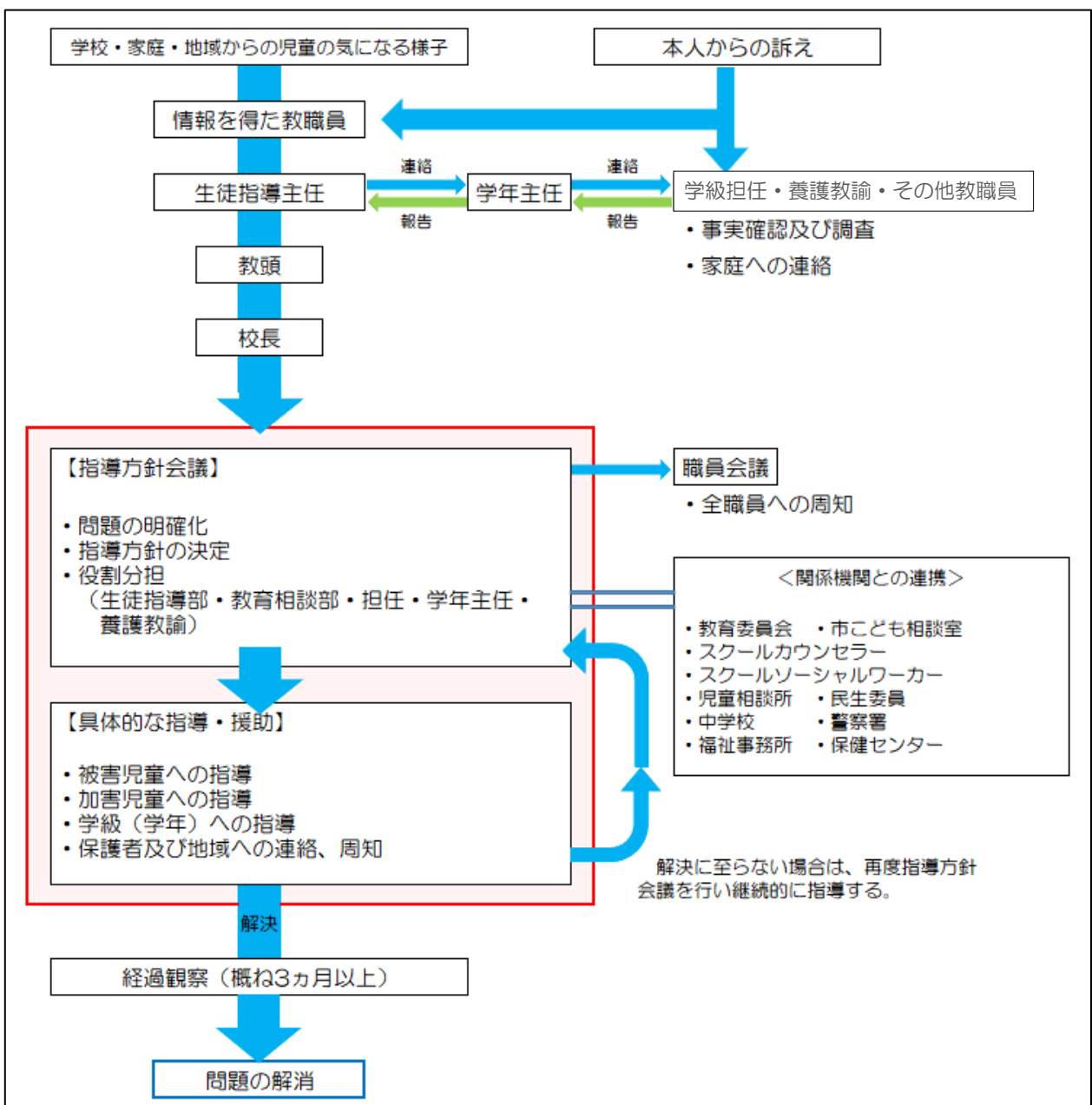
3 早期発見と組織的対応

(1) 早期発見

- ①日常の様子から 朝の健康観察・・・表情が暗い、欠席が増えた
 休み時間のかかわり・・・友達関係の変化、担任のそばにいる
 言葉づかい・・・乱暴な言葉づかいが増えた
 授業中の様子・グループ活動・・・発言を笑う、グループに入れない 等
- ②アンケート調査から（学期ごとに実施、必要に応じて臨時的に実施）

(2) 組織的対応

いじめの情報を得た教職員は、以下の組織図に則り、即時に対応を開始する。



(3) 主な関係機関との連携

①教育委員会

いじめの認知後、翌月 10 日までに教育委員会に報告する。

いじめが解決した後、3 ヶ月間の見届けを行い、問題がないと判断された場合、解消となる。

②朝霞警察署

いじめが重大かつ犯罪に相当する事案を含む場合、警察への相談及び通報を行う。

犯罪に相当する事案とは、児童の生命・心身若しくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある場合である。

また、被害児童の保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についても、同様に警察への相談及び通報を行う。

③子ども相談室等

被害児童及び加害児童、その保護者について心のケアが必要な場合、子ども相談室等へ連絡を行う。

④中学校

進学にあたり、いじめ事案が発生していた状況等を、進学先の担当教員へ引き継ぐ。

4 参考資料

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日）

「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」 埼玉県教育委員会

「生徒指導提要（令和 4 年 1 2 月改定）」

保護者ならびに地域の皆様へ

平素より、本校の教育活動にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。いじめによる児童の心身への影響は計り知れないものがあります。本校教職員一同、いじめの早期発見、早期解決、解消に向けて取り組んでおります。しかしながら、保護者ならびに地域の皆様からの声によりいじめが発見されることも多くございます。児童の健全な成長のために、お気づきのことがありましたら、学校までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月